

2018年漁業センサスに向けた課題と対応方針

I - 1 海面漁業調査 漁業経営体調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	準備期間の延長	・ 実査前の準備期間となる客体候補者名簿の作成（9月1日現在）から実査（11月1日現在）までの間、都道府県及び市区町村で実施する作業のスケジュールが過密となっており負担が大きい。	・ 都道府県及び市区町村における業務の平準化に向け、準備期間の始点となる客体候補者名簿作成期日の早期化（9月1日現在から8月1日現在へ）による準備期間の延長を検討する。
2	被災地への対応	・ 東日本大震災の被災3県では、沿岸部からの内陸への転居等による大幅な変化が予想されることから、客体候補者名簿の作成においては十分な期間が必要。	・ 被災地については、該当県と連携の上、客体候補者名簿の作成に十分な期間が確保できるよう努める。
3	漁業集落	・ 漁業集落については、経年による集落界の不明瞭化、道路整備・宅地造成などによる地形変化の未反映等があり、新たに調査対象が出現した際に、当該調査対象が属する漁業集落の確定が困難となっているため、明瞭な集落界の提示、手引等による漁業集落の説明等が必要である。	・ 漁業集落界を明瞭にした地図を作成し配布する。 ・ 手引等に漁業集落の説明について記載する。
4	調査員の処遇改善	・ 調査内容が専門的であることから、調査員は漁協職員等の漁業関係者を任命している場合が多く、漁業関係者の減少や高齢化等から、調査員の確保が困難な状況であり、報酬単価の増額により確保環境を整えることが重要。	・ 調査員手当については、調査員の稼働量に府省統一基準単価を乗じて算出しており、増額は困難な状況であるが、調査員の稼働に見合う報酬となるよう、予算確保に努める。
5	調査員の育成	・ 調査内容が専門的であり、漁業関係者ではない調査員が適切な調査を行うには、限られた準備期間内で漁業の基礎知識を習得することが重要。その手段として、漁業種類や漁船等については、視覚的効果のある資料（DVD、写真等）があった方がよい。	・ 漁業関係者ではない調査員が、漁業の基礎知識を習得するための資料の作成を検討する。
6	任命事務の効率化	・ 客体把握と実査でそれぞれ調査員を任命していることについて、客体把握調査員と実査調査員で同一の者を任命する機会が多いことから、客体把握と実査を同時期実施とできないか。	・ 実査調査員の適正な配置のため、客体把握と実査は引き続き別時期に実施することとするが、都道府県において客体把握調査員と実査調査員を一括任命もできるよう検討する。

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
7	関係機関との連携	・ 専門性の高い調査であるため、関連団体（漁協等）や関連部署（各県水産主管課）への協力依頼を引き続き実施して欲しい。	・ 引き続き、関係団体及び各県水産主管課への協力依頼を実施する。
8	関係団体への説明	・ 漁協は客体把握作業の聞き取り先であり、かつ、漁協職員を調査員に任命することが多いことから、ブロック会議の際に各県漁協に対する調査説明を国で行ってはどうか。	・ 各県漁協職員の会議出席については、各都道府県で主催する市町村説明会へ傍聴としての参加を要請していくことを検討する。
9	調査項目	・ 調査内容が多岐にわたる上、調査項目によっては記入不備が目立ち、疑義照会など審査段階における事務負担が多い。	・ 調査項目については、利活用状況を踏まえ、必要性が低下した設問を削除する方向で調整する。
10	調査項目	・ 記入、判断が困難な調査項目があるため改善が必要。 ・ 世帯員全員を書かないため、専業・兼業の判断が困難 ・ 世帯人数には漁業従事への有無に関わらず当該世帯員全員を記入することとなるが、「漁業を行った人」の人数しか記入しないという間違いが多い。	・ 利活用上、引き続き把握が必要な項目については、調査票上の説明や記入の仕方、レイアウトにおいて、記入不備に繋がりにくい工夫を検討する。
11	調査票	・ OCR対応調査票としたことで、高齢者には記入しづらい調査票となっており、何らかの改善が必要（OCR読み取りには、強い筆圧で記入例に示す文字を書いてもらう必要がある。また、該当箇所には○印をつける場合も、ガイドをなぞらなければならない。）。	・ レイアウトをはじめ、万人にとって記入しやすい調査票を検討する。
12	調査員事務 手続の省力化	・ 調査員の旅費支払いのために作成する旅行実績簿の記入負担が大きい。	・ 旅行実績簿については、調査員の旅行実績に応じた旅費の支払いのために必要な資料であることから、引き続き作成することに御理解願いたい。
13	調査員の処 遇改善	・ 調査活動中の調査員の安全確保の一環として、家族等の同行を認めてほしい。	・ 調査員の以外の者の同行については、これら同行者が事故に遭った場合の補償体制が整っておらず、農林水産省独自での補償も困難であることから、従来通り、調査員間による相互協力により安全の確保を図ることとする。
14	調査員の処 遇改善	・ 調査区が広域化しているため、調査員の自家用車使用時の保険を検討してほしい。	・ 自家用車の使用については、第三者に対する加害事故を起こした際には、調査員が自らの責任で事故処理に対応することが前提となるため、調査員に対し、任意保険への加入及び安全運転・安全点検の励行を指導することで対応する。

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
15	調査環境の改善	- 調査環境は悪化しており、調査協力向上の一手段として調査対象への謝金を検討するべきではないか。 - 基幹統計調査に係る報告義務について、調査回答義務は個人情報保護法の適用外であることや、罰則規定の存在について周知の強化が必要。	- 調査対象への謝金支払いについては、今の厳しい財政状況下では困難な状況である。調査協力の向上については「パンフレット」や「ご協力をお願い」の充実等、広報活動を通じ、調査環境の改善に努める。 - 報告の義務や罰則規定についての周知については、関係省庁と連携して、慎重に対応する。
16	コールセンター等の充実	- コールセンターについては、一部において、回答が曖昧、回答までに時間を要する等、オペレーターにより対応状況に差異があった。 - 報告者に通話料金を一切負担させることのないよう、フリーダイヤル化を検討して欲しい。	- オペレーターによる対応に差異が生じないよう、コールセンター受注業者に対し指導を徹底し、資質向上を図る。 - フリーダイヤル化については厳しい財政事情等を踏まえれば困難ではあるものの、今後、更に検討する。
17	コールセンター等の充実	質疑応答ウェブサイトに掲載されているFAQについて、都道府県及び市区町村担当者、調査員が閲覧する際の利便性向上のため、FAQ内容の充実、掲載時期の早期化及び機能の拡張が必要。	- これまでのFAQを参考に、2018年漁業センサスにおけるFAQの充実を図るとともに、調査スケジュールに応じた掲載早期化に努める。 - 機能の拡張については、調達予算に応じて検討する。
18	広報	統計調査の広報について、効果的な広報（民間のアイデアを積極的に取り入れるなど全ての世代に伝わる多種多様な広報、報告者に統計調査の重要性が感じられるよう具体的な利活用事例や分かりやすい調査結果情報の提供）の実施が必要。	ポスター、ホームページ等各種媒体を活用し、具体的な利活用事例、分かりやすい調査結果情報の提供等、統計調査への理解の醸成に向けた広報を実施する。
19	システム開発	漁業センサスに関する独自システムに関して、以下のような要望がある。 - 前回のデータとの比較機能の追加 - 個票データの一覧表形式の確認機能の追加 - 県計値を出力できるようにしてもらいたい。 - メンテナンスの変更箇所情報を入れてもらいたい。 - ミスのないシステムの開発をお願いする。	- 検証を繰り返し実施し、ミスのないシステムを開発する。 - 機能等の追加については、システム開発予算に応じて検討する。
20	調査方法の見直し	調査員の確保が厳しくなり、調査員調査を全国一律に実施するのが困難な実情に鑑みて、地域の実情等に応じた調査方法がとれるよう、調査方法を抜本的に改善すること。	調査対象が回答方法を複数から選択できるよう、漁業センサス流通加工調査にて先行的に導入しているオンライン調査を、海面漁業経営体調査においても導入することを検討する。
21	資料作成の効率化	市区町村担当者の負担軽減に向け、パワーポイントによる調査員説明会用資料、調査員事務の補助資料等、市区町村で加工・活用しやすい資料を用意すること。	説明会の資料の提供については、引き続き理解しやすい説明資料となるよう配慮・検討するとともに、パワーポイント等で作成した調査員説明会用資料についても提供できるよう対応する。

I - 2 海面漁業調査 漁業管理組織調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	調査の効率化	・ 新たな資源管理体制により、漁業者における資源管理の取組内容が資源管理計画として水産庁や県で整理されていることから、調査の効率化を検討して欲しい。	・ 水産庁等におけるデータの整備状況や利活用状況を確認の上、調査の効率化を検討する。
2	調査の効率化	・ 漁協によっては、複数の調査票に回答する場合があるため効率化を求められている。	

I - 3 海面漁業調査 海面漁業地域調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	調査方法の見直し	・ 調査対象が漁協であることから、調査の効率化の観点から調査員調査ではなく郵送調査やオンライン調査の導入を検討して欲しい。	・ 郵送調査及びオンライン調査の導入を検討する。
2	プレプリントの導入	・ 記入漏れや誤記入防止のため、調査票への前回値のプレプリントを導入して欲しい。	・ 農林業センサスの農山村地域調査と同様に、調査票への前回値のプレプリントの導入を検討する。

Ⅱ－１ 内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	行政記録情報の活用	・ 内水面経営体（養殖業）については調査対象に関する情報が得にくい ため、行政記録情報も活用して客体把握作業を進めるべき。	・ 実査機関において漁協等から入手する情報に加えて、本省段階での 事業所母集団ＤＢの活用を検討する。
2	調査期日の 変更	・ 内水面漁業経営体が、水産加工場を営み、冷凍・冷蔵、水産加工場 調査の対象となる場合があることから、内水面漁業調査（11月1日現 在調査）と冷凍・冷蔵、水産加工場調査（1月1日現在調査）の調 査期日を統一してもらいたい。	・ 調査期日については、調査内容に応じそれぞれの調査が適切に実施で きる期日としていることから、調査時期の統一は困難である。
3	調査方法の 見直し	・ 調査対象が点在している場合は、調査員の実査に係る業務量より、調 査員確保や任命に係る職員の業務量の方が過大となることがあることか ら、調査の効率的な手法を検討してしてもらいたい。	・ 地域の実態に合わせて効率的な調査方法が選択できるよう検討する。
4	調査方法の 見直し	・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、報告者の負担軽 減・利便性の向上を図ることを目的としてオンライン調査の推進が掲げられ ており、これに沿った対応が必要となっている。	・ 調査対象が回答方法を複数から選択できるよう、漁業センサス流通加 工調査にて先行的に導入しているオンライン調査を、内水面漁業経営体 調査においても導入することを検討する。
5	資料作成の 効率化	・ 市区町村総括図は、必要性が低く廃止を検討すべき。	・ 市区町村総括図については、調査員が自らの受け持ち範囲を認識し、 漏れなく調査を実施するために作成するものであるが、業務効率化の観点 から、1 市区町村 1 調査区等調査区範囲が明らかな場合は市区町村 総括図の作成を省略できるとすることを検討する。
6	調査環境の 改善	・ 調査協力向上のため、調査対象に対しハガキによる事前連絡を検討し て欲しい。	・ 調査に対する協力意識の醸成に向け、ハガキを利用した効果的な周 知手法について検討する。

Ⅱ－２ 内水面漁業調査 内水面漁業地域調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	調査方法の 見直し	・ 調査対象が内水面組合であることから、調査の効率化の観点から調査 員調査ではなく郵送調査やオンライン調査の導入を検討して欲しい。	・ 郵送調査及びオンライン調査の導入を検討する。
2	プレプリントの 導入	・ 記入漏れや誤記入防止のため、調査票への前回値のプレプリントを導 入して欲しい。	・ 農林業センサスの農山村地域調査と同様に、調査票への前回値のプ レプリントの導入を検討する。

Ⅲ－１ 流通加工調査 魚市場調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	調査実施期間の変更	・ 調査実施期間に年末年始が含まれることで、期間内に調査対象と接触できる日数が減り、調査員の負担となっている。	・ 調査期日（１月１日現在）から２週間以内としている調査実施期間を、２月１日前後へ変更し、調査員の実働可能日数の確保を図るとともに、実査機関からの本省報告についても３月から４月への変更を検討する。
2	調査環境の改善	・ 調査協力向上のため、調査対象に対しハガキによる事前連絡を検討して欲しい。	・ 調査に対する協力意識の醸成に向け、ハガキを利用した効果的な周知手法について検討する。

Ⅲ－２ 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
1	調査期日の変更	・ 水産加工場が、内水面漁業を営み、内水面漁業経営体調査の対象となる場合があることから、内水面漁業調査（１１月１日現在調査）と冷凍・冷蔵、水産加工場調査（１月１日現在調査）の調査期日を統一してもらいたい。	・ 調査期日については、調査内容に応じそれぞれの調査が適切に実施できる期日としていることから、調査時期の統一は困難である。
2	調査票	・ 調査対象から冷凍・冷蔵工場と水産加工場の調査票が一緒にわかりづらいとの意見があるため分離して欲しい。	・ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査の調査票については、２００３年漁業センサス時に、冷凍・冷蔵工場の６割が水産加工場にも該当することを踏まえ、調査の簡素化を目的に統合したところ（２０１３年では調査対象の重複は７割まで増加）。調査票の分離は、調査員における調査票管理労力の増加につながることから、引き続き一体的な調査票を使用することとするが、調査票のレイアウトや説明文の工夫、記入の仕方をよりわかりやすい内容となるよう検討する。
3	調査実施期間の変更	・ 調査実施期間に年末年始が含まれることにより、期間内に調査対象と接触できる日数が減り調査員の負担となっている。 ・ 調査対象の繁忙期に重なることで調査協力が得られにくい。	・ 調査期日（１月１日現在）から２週間以内としている調査実施期間を、２月１日前後へ変更し、調査員の実働可能日数の確保及び調査環境の改善を図るとともに、実査機関からの本省報告についても３月から４月への変更を検討する。

No.	区分	課題（背景、要望等）	対応方針案
4	行政記録情報の活用	冷凍・冷蔵、水産加工場調査の客体候補者名簿については、本省が作成した客体候補者名簿について、実査機関で冷凍・冷蔵、水産加工場関係者、市区町村等への聞き取りによる補正を行っているが、個人情報保護の意識もあり、確認・把握に時間を要している。行政記録情報も活用して効率的に作業を進めるべき。	2013年漁業センサスにおいては、本省段階の客体候補者名簿の作成作業における水産加工統計調査名簿及び平成22年の工業統計調査名簿の活用を行ったところ。2018年漁業センサスにおいては、これに加え、水産加工品取り扱い業者の情報提供について都道府県の衛生部局に対し働きかけを行うなど、実査機関での作業が効率的に進められるよう、より一層の行政記録情報の利活用について検討する。
5	調査環境の改善	調査協力向上のため、調査対象に対しハガキによる事前連絡を検討して欲しい。	調査に対する協力意識の醸成に向け、ハガキを利用した効果的な周知手法について検討する。